

医師臨床研修ガイドライン

砂川市立病院研修管理委員会

平成16年3月1日制定

平成22年4月1日改訂

- 1) 研修医の基本的業務
 - 1、入院時病歴(診察所見、検査所見を含む)を作成し、毎日受持ち患者を回診して、診療過程を記録する。回診に際して、研修医は患者の問題点、それに対する考え、治療計画などを簡潔に指導医に説明できるよう、回診前に準備しておく。
 - 2、診断・治療方針・他科受診などの管理計画や退院の決定については、指導医と協議し、指示を受ける。
 - 3、診療に必要な検査・治療・処置を行うに際して、経験が乏しく少しでも不安のある行為については、必ず指導医・上級医の指導・同伴のもとに実施する。
 - 4、入院・退院は各科責任指導医(病棟責任医)の許可を必要とする。
 - 5、退院時サマリーを退院後一週間以内に作成し、指導医のチェックを受ける。
 - 6、受持ち患者の病理解剖に立ち会い、臨床経過書を一週間以内に作成して病理科に提出する。
 - 7、病院行事である医局会議、CPC、CC、研修医共通のカンファレンス、抄読会、レクチャー、各科・各病棟ごとのカンファレンスには、救急患者の治療中でなければ出席の義務がある。
 - 8、カンファレンスに提出する受持ち症例については、資料を用意して報告する。
 - 9、年に一回ずつ、研修医プレゼンテーションおよび症例発表会にて発表する。
- 2) 研修の”振り返り”
 - 1、研修期間中、研修医は研修のすべてを自分独自のポートフォリオ(研修医手帳の代用となる)に記録し、ファイリングする。
 - 2、研修医は毎週金曜日の夕方に全員が集まって、その週の”振り返り”を行う。
 - 3、毎月第2水曜日の夕方に、研修管理委員会のメンバーとともに、過去一ヶ月間の”振り返り”と指導医からのフィードバックを行う。
 - 4、研修医は各科のローテーション終了時、自分の研修評価とは別に、指導医および研修プログラムの評価を行うが、研修管理委員会はできるだけ研修医の意見・要望を実現できるように配慮する。
- 3) 研修医の勤務規定、勤務時間、当・日直回数
 - 1、勤務は原則として、月曜から金曜の午前8:30から午後5:00までであるが、朝または夕方にカンファレンス・抄読会・医局会議などが開かれる場合はその限りではない。また、患者が重症あるいは急変などで夜間に呼び出される場合もある。
 - 2、当直を週1回程度、土・日曜・祝日の日直を月2回程度、1年次は指導医・上級医の指導のもとに行う。また、毎回相互評価を行う。2年次では、屋根瓦方式で1年次とペアを組むこともあり得る。ただしこの場合は特定の指導医がオンコール体制を取る。
 - 3、日直の当たっていない土・日曜・祝日の昼間および土・日曜・祝日の夜間は原則休みである。その他、年間15日間の有給休暇、3日間の夏休み休暇が与えられる。
 - 4、アルバイトは認めない。
 - 5、研修医の勤務規定は、別に定める当院の規則・手引きに準じるが、著しく言動に問題のある場合は、研修管理委員会の検討を経て処分されることがある。
- 4) 研修医の責任と指導體制について
 - 1、各科・各病棟の責任医は常に指導医と連絡を密に行い、研修がスムーズに進行するよう監督する。また、病棟回診・カンファレンスなどを通じて直接研修医にアドバイスや指導を行う。
 - 2、研修医は受持ち医として治療に当たり、治療の最終責任は主治医である指導医が担う。病棟では、受持ち患者全員について毎日指導医との回診が行われるとともに、少なくとも週1回病棟責任者による回診が行われる。
 - 3、外来教育は、内科系外来、救急・急病センター(当・日直)で行われるが、いずれの場合も、指導医・上級医の指導のもと、研修医個人の力量を見極めながら、徐々にひとり立ちできるように指導医の介入の程度を引き下げていく。
 - 4、治療に関わる医療事故の主たる責任は主治医が負うが、報告・連絡・相談を怠り、独断で診療した結果発生した場合はその限りではない。研修医は受持ち医として、重大事故発生の場合は直ちに指導医・上級医に連絡し、その指示を仰ぐ義務がある。病院長への報告は主治医を通じてなされる。